

法華経は末法日蓮等が為 私考

大平宏龍

目次

- 一、問題の所在
- 二、遺文の検討
 - (一) 『本尊抄』の文
 - (二) 『法華取要抄』の文
- 三、本門序正流通と一品二半
- 四、「日蓮が為」とは
- 五、結語

一、問題の所在

周知の如く日蓮聖人（以下、聖人）の『観心本尊抄』には「末法之始ヲ以テ詮ト為ス」⁽¹⁾「末法ノ始、予ガ如キ者ノ為也」等とあり、『法華取要抄』にも「末法ノ中ニハ日蓮ヲ以テ正ト為ス也」「滅後之中ニハ末法今時ノ日蓮等ガ為也」等とあつて、法華経という經典が滅後末法の衆生の為のものであり、殊には自身の為の経であるとするみかたが示されてゐる。

このような表現は『本尊抄』『取要抄』のみにみられる所であるが、中でも『取要抄』にいう迹門の順読・逆読が聖人の法華經觀を鮮明に示すものとして採りあげられることが多い。そしてこの「日蓮の為」という表現は親鸞聖人の言として『歎異抄』に「弥陀の五劫思惟の願をよくく案ずれば、ひとへに親鸞一人がためなりけり。」とあるのに類似すると注目されてもいる。

しかし、この「日蓮等が為」については『本尊抄』『取要抄』共に迹門・本門を分別した上で表明されており、その意義が一般に認識されているとは言い難く、殊に何故に「日蓮等が為」なのか、更には「凡夫の為」と「日蓮の為」を厳密にどう考えたらよいのかという問題があり、それは『歎異抄』中の表現との対照にも関わってくるのである。その上に文永十年（一二七三）の『本尊抄』の約一年後に書かれたと考えられる『取要抄』に於て同じく「日蓮等が為」の意を述べるについて、特に本門の經文の採りあげ方に相違があるようにみえるのはなぜなのか。それをどう理解すべきであるのか、以上のような点について既に先師の解釈があるが私見を整理しておきたいと考える所である。

二、遺文の検討

(一) 『本尊抄』の文

『本尊抄』において当該の一節は、第二二問答の問いの文

問フ、正像二千余年之間ハ四依ノ菩薩竝ニ人師等、余仏、小乘・權大乘・尔前・迹門ノ釈尊等ノ寺塔ヲ建立スレドモ本門寿命品ノ本尊竝ニ四大菩薩ヲハ三国ノ王臣俱ニ未ダ之ヲ崇重セザル由之ヲ申ス。比事粗之ヲ聞クト雖モ前代未聞ノ故ニ耳目ヲ驚動シ心意ヲ迷惑ス。請フ重テ之ヲ説ケ、委細ニ之ヲ聞カン。

に対する答として釈尊一代、法華經一經（但し開經の無量義經、結經の觀普賢菩薩行法經と共なる十卷）、法華經迹

門十四品、同本門十四品、又本門十四品の五重について、それぞれ序分・正宗分・流通分の三段の考え方を示す、いわゆる五重三段^⑥の教判のうち、第五の三段の後半部分にみえる所である。但し、問答形式に注意するならば、後述のように、迹門のみかたの証文をあげるのが第二問答^⑦であり、本門のみかたの証文が第三問答^⑧、第二四問答^⑨の部分である。第二四問答は寿量品の文中の「遣使還告」についての問答を挿入したもので、「今ノ遣使還告ハ地涌也^⑩」と解釈する所から、次の神力品・囑累品の引用へと転開するので、本門のみかたの証文を問う第三問の答文は、内容的には第二四答の末尾までとするのが妥当と思われる所である。

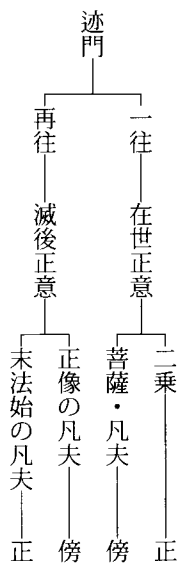
さて、第五の三段は

又本門ニ於テモ序正流通有リ。過去大通仏ノ法華經自リ乃至現在ノ華嚴經乃至迹門十四品・涅槃經等ノ一代五十年ノ諸經十方三世諸仏ノ微塵ノ経々ハ皆寿量ノ序分也。一品二半自リ之外ハ小乗教・邪教・未得教・覆相教ト名ク。其機ヲ論ズレバ徳薄垢重幼稚貧窮孤露ニシテ禽獸ニ同ジ也。尔前迹門ノ円教スラ尚仏因ニ非ズ。何ニ況ヤ大日經等ノ諸小乗経ヲヤ。何ニ況ヤ華嚴・真言等ノ七宗等ノ論師人師ノ宗ヲヤ。与ヘテ之ヲ論ズレバ前三教ヲ出デズ。奪ツテ之ヲ云ヘバ蔵通二同ズ。設ヒ法ハ甚深ト称ストモ未ダ種熟脱ヲ論ゼズ、還テ灰断ニ同ジ。化ノ始終無シトハ是也。譬ヘバ王女為リト雖モ畜種ヲ懷妊スレバ其子尚旃陀羅ニ劣レルガ如シ。此等ハ且ラク之ヲ闡ク^⑪とあつて、序分と正宗分については明確な内容が示されているが、流通分については、具体的な指示がないようにみられる。故に、諸説のあることは周知の通りであろう。今はその問題は措いて、拙稿で考察したい一節は、すぐ続いて以下のように始まっている。すなわち

迹門十四品ノ正宗ノ八品ハ一往之ヲ見ルニ二乗ヲ以テ正ト為シ、菩薩・凡夫ヲ以テ傍ト為ス。再往之ヲ勘フレバ凡夫・正像末ヲ以テ正ト為ス。正・像・末ノ三時之中ニモ末法ノ始ヲ以テ正力中ノ正ト為ス^⑫。

『法華経は末法日蓮等が為』私考

と。この文意は次のように図解⁽¹³⁾されている。



そして、こう考えられる理由を挙げるのが続く第二二問答であつて、

問フテ曰ク、其証如何。答ヘテ曰ク、法師品ニ云ク、而モ此経者如来ノ現在スラ猶怨嫉多シ、況ンヤ滅度ノ後ヲヤ。宝塔品ニ云ク、法ヲシテ久住セシム乃至来レル所ノ化仏当ニ此意ヲ知ルベシ等。勸持・安樂等之ヲ見ル可シ。迹門スラ是ノ如シ。⁽¹⁴⁾

とあるのは、無論迹門正宗八品のみかたのうち再往の意の証文であるのは明らかで、ここに列挙されているのは迹門流通分中の法師・宝塔中の両文であり、更に勸持・安樂等の諸品をも見るべきであるとされている。故にこれは、流通分の意より正宗分をみるとき、迹門は滅後の凡夫の為、正しくは末法の始の凡夫の為の経であるというので、この点は後に検討する『取要抄』の逆読に同じであることが理解される。又、今の証文では、经文に示された仏滅後の弘經の要請と、それを実行した場合に起り得る逆境の様を述べているのであり、この証文からはなぜ滅後末法の為かということの正^{たま}しき理由は読みとれないことに注意する必要がある。

更にまた当該の文は第五の三段を問題とする文脈の中で言われているもので、次に本門が一向に末法の為であることの強調の為であることは「迹門スラ是ノ如シ」の文言で明らかである。⁽¹⁵⁾

そこで次に本門についてみると

本門ヲ以テ之ヲ論ズレバ一向二末法之初ヲ以テ正機ト為ス。所謂ル一往之ヲ見ル時ハ久種ヲ以テ下種ト為シ、大通・前四味・迹門ヲ熟ト為シテ、本門ニ至テ等妙ニ登ラシム。再往之ヲ見レバ迹門ニハ似ズ、本門ハ序正流通俱二末法之始ヲ以テ詮ト為ス。在世ノ本門ト末法之初ハ一同二純円也。但シ彼ハ脱、此ハ種也。彼ハ一品二半、此ハ但夕題目ノ五字也⁽¹⁶⁾。

とあるが、当面の問題意識に従つて考えると本門は迹門と異なり「一向に」すなわち専ら末法の初の機（衆生）を正しき対象とすると断定されており、その理由として末法の初という「時」には下種という宗教的行為によつてのみ衆生の成仏があり、それは但だ題目の五字によつてのみ可能であるが、そのことを説いているのが、第五三段の本門であるということであろう⁽¹⁷⁾。

ここで又注意しておきたいことは、先の迹門三段・本門三段は、一経の上での各三段のみかたを示し、教主と所説の法門とを比較して本門三段を考察の主対象とされたのであつたが、第五三段は、そこから久遠実成の釈尊の開顕の義をふまえ、久遠五百塵点劫の当初より今日一代までの教化を下種益・熟益・脱益のいわゆる三益の概念⁽¹⁸⁾を用いて整理した上で、今日一代の上での迹門と本門とを位置づけ、更にそれを滅後正像末に及ぼして、末法下種論を展開されんとしていることである。ところで前掲の如く第五三段の序分は「過去大通仏の法華経乃至現在の華嚴経乃至迹門十四品・涅槃経等の一代五十余年の諸経、十方三世諸仏の微塵の経々」であり、正宗分は「寿命（一品二半）」と解されるが、通常、序分とは「経の説かれる由来・因縁を述べる部分⁽¹⁹⁾」と解されるので、今の場合は、本門寿命（一品二半）が説かれる由来・因縁を述べる為ということになり、流通分もそれを流通する経文ということになる。

ところが、当面の「本門は一向に末法の初の為」の説明においては前にも記した如く

一往——以久種為下種大通前四味迹門為熟至本門令登等妙
再往——不似迹門本門序正流通俱以未法之始為詮

とあり、その意を更に、

在世本門未法之初一同純円也、但彼脱此種也、彼一品二半此但題目五字也

と説明されているのである。

以上の所から考えられることは、第四本門三段の上に考えられる第五三段の本門は、久遠の佛種子⁽²⁰⁾によつて下種され、大通結縁（中間世々）今日一代前四味迹門の諸經によつて熟益の教化を受け本門一品二半に至つて等覺・妙覺に登る（すなわち脱益する）ことがその内容の如くみえるが、実は、未法の初に題目の五字をもつて下種することを専らの内容としているのであるとうけとられる。その場合、本門正宗一品二半を説く為に三世十方微塵の經教が序分として説かれるのであるが、一品二半は、一往脱益と規定される場合と、再往未法下種の為の「本門の序正流通」の中の一品二半⁽²¹⁾と規定される場合の両様の意義においてみられ、共に「一同純円」というのは、三益論で言えば、下種の種子とも脱益の種子ともなる仏種子を詮顯する純円の教として同一であることを意味するものと思われる⁽²²⁾。そして、後述のように、この辺の事情をより明確にしようとして、『法華取要抄』の内容が示されたのではないであろうか。故に「寿量」あるいは「一品二半」と「本門の序正流通」の関係は後に再考することとして、次には「本門序正流通俱以未法之始為詮」とはなぜかについて宗祖が示される証文をみておかなければならない。ただ、この証文をどこまでとするかを考えねばならないが、前述の如く問答で区切れば、一往は第二三問答の部分のようにみえるのである。然し第二四問答は寿量品の「遣使還告」についての問答となつているが、第二三問答も第二四問答も、所引の經文は異なるが、同一テーマのもとに引用されているのであり、それが寿量品の医師の譬でいえば「遣使還告」の解

釈と重なるのであって、ここでは二三、二四両問答を一具に考えねばならないと思われる。そのことは『法華取要抄』の内容とも一致するのである。

ところで両問答をすべて引用して内容を吟味することは繁雑でもあり紙幅の上からも無理なので、私に適宜取捨しながら、証文とそれを選び列挙された聖人の意図を窺うこととしたいが、結論的に言えば末法下種の根拠としての上行要付の教義を述べんとされているものと考えてよいのではないかと思われ、その意は先学諸師においても一致しているのではなからうか。ただ、証文の区切り方、取りあげ方は諸師によつて異なっているようである。⁽²³⁾

そこで第二三問答の始めは「問フテ曰ク、其証文如何。答ヘテ曰ク、涌出品ニ云ク、尔ノ時ニ他方ノ国土ノ諸ノ来レル菩薩摩訶薩八恒河沙ノ数ニ過タル、大衆ノ中ニ於テ起立シ合掌シ礼ヲ作シテ仏ニ白シテ言ク、世尊若シ我等ニ仏ノ滅後ニ於テ此娑婆世界ニ在テ勤加精進シテ是ノ經典ヲ護持シ誦誦シ書写シ供養センコトヲ聽シタマハ、当ニ此土ニ於テ広ク之ヲ説クベシ。尔ノ時ニ仏、諸ノ菩薩摩訶薩衆ニ告タマハク、止ネ善男子、汝等ガ此経ヲ護持センコトヲ須ヒジ等^云」⁽²⁴⁾と過八恒河沙数の菩薩が他方の国土より来て娑婆世界の弘経の許しを願つたのに対して、釈尊がそれ（後文の如く、宗祖は迹化の菩薩も含めている）を止めた場面の引用となっている。本文は続いて「法師自^リ己下ノ五品ノ経文前後水火也。」とあり、宝塔品の弘経の唱募の文を引くあとで天台の『法華文句』九上の前三後三の六釈⁽²⁶⁾をふまえ、「所詮、迹化・他方ノ大菩薩等ニ我内証ノ寿命品ヲ以テ授与スベカラズ。末法ノ初ハ謗法ノ国、悪機ナル故ニ之ヲ止メ、地涌千界ノ大菩薩ヲ召シテ寿命品ノ肝心タル妙法蓮華経ノ五字ヲ以テ閻浮ノ衆生ニ授与セシメタマフ也」⁽²⁷⁾等と言われる。つまり迹門の流通分には法華経の仏滅後の弘経と実践の姿を説き、殊には宝塔品で仏滅後の弘経者を募りながら、涌出品の初めでは引用の如く「迹化・他方」の菩薩を止め、地涌の菩薩に滅後末法の弘経を命じるといふ内容をとりあげ、以下、神力・囑累両品に実際に付囑を実施する所まで一貫した意図の引用と解釈が、この「本

門序正流通俱以末法之始為詮」の証文となつてゐると考へる。

続いて本文は釈尊と地涌の菩薩の久遠の關係をのべる『法華文句』『文句記』『輔正記』の文の引用のあと涌出品中の弥勒菩薩の疑いと釈尊に対しての要請の「我等ハ復タ、仏ノ隨宜ノ所説、仏ノ所出ノ言、未ダ嘗テ虚妄ナラズト信ジ、仏ノ所知ハ皆悉ク通達スト雖モ、然モ諸ノ新發意ノ菩薩、仏ノ滅後ニ於テ若シ是ノ語ヲ聞カバ或ハ信受セズシテ法ヲ破スル罪業ノ因縁ヲ起サン。唯願クハ世尊、願クハ為ニ解説シテ我等ガ疑ヲ除キタマヘ。及び未來世ノ諸ノ善男子、此事ヲ聞キ已テ亦疑ヲ生ゼジ等云云」の文を引き、「文ノ意者、寿命ノ法門ハ滅後ノ為ニ之ヲ請スル也。」と解している。そして次に寿命品の失心・不失心の文については「久遠下種・大通結縁・乃至前四味・迹門等ノ一切ノ菩薩ニ乘人天等ノ本門ニ於テ得道スル是レ也。」⁽³¹⁾と言われるのは、前掲本門の一往の釈「所謂一往見之時以久種為下種大通前四味迹門為熟至本門令登等妙」に対応するのは明らかであろうし、後述の『取要抄』の「略開近顯遠の心」にも対応している所である。

さて失心者については「經ニ云ク、余ノ心ヲ失ヘル者ハ（私に中略）我今当ニ方使ヲ設ケテ此薬ヲ服セ令ムベシ。乃至是ノ好キ良薬ヲ今留テ此ニ在ク、汝取テ服スベシ、差エジト憂フルコト勿レ。是ノ教ヲ作シ已テ復他国ニ至テ使ヲ遣ハシテ還テ告グ等云云。分別功德品ニ云ク、惡世末法ノ時等云云」⁽³²⁾とあつて、次に第二四問答に入り「問テ曰ク、此經文ノ遣使還告ハ如何。答テ曰ク、四依也。四依ニ四類有り。（私に中略）四二本門ノ四依地涌千界ハ末法ノ始ニ必ズ出現スベシ。今ノ遣使還告ハ地涌也。是好良薬トハ寿命品ノ肝要タル名体宗用教ノ南無妙法蓮華經是也。此良薬ヲハ仏猶迹化ニ授与シタマハズ、何ニ況ヤ他方ヲヤ。」⁽³³⁾と続く。

このあと、本文は神力品の文を中心とした引用に移る。神力品の「尔ノ時二千世界微塵等ノ菩薩摩訶薩ノ地従リ涌出セル者、皆仏前ニ於テ一心ニ合掌シ尊顔ヲ瞻仰シテ仏ニ白シテ言サク、世尊我等、仏ノ滅後世尊分身所在ノ国土滅

度之処ニ於テ當ニ広ク此ヲ説クベシ等云云⁽³⁶⁾」の文の引用のあと、天台の『法華文句』第十⁽³⁷⁾、道暹の『輔正記』第六の文を引き、地涌の菩薩にのみ付嘱が行われることを確認したあと、「經ニ云ク、尔ノ時ニ世尊乃至一切ノ衆ノ前ニ大神力ヲ現シタマフ。広長舌ヲ出シテ上梵世ニ至ラシメ乃至十方世界ノ衆ノ宝樹ノ下ノ師子座ノ上ノ諸仏モ亦復是ノ如ク広長舌ヲ出シタマフ等云云⁽³⁸⁾」と經を引いて神力品の吐舌相の諸經に勝れたことを述べ、「是ノ如ク十神力ヲ現シテ地涌ノ菩薩ニ妙法ノ五字ヲ囑累シテ云ク、經ニ云ク、尔ノ時ニ仏上行等ノ菩薩大衆ニ告タマハク諸仏ノ神力ハ是ノ如ク無量無辺不可思議ナリ。若シ我レ是ノ神力ヲ以テ無量無辺百千萬億阿僧祇劫ニ於テ囑累ノ為ノ故ニ此經ノ功德ヲ説クトモ猶尽スコト能ハジ。要ヲ以テ之ヲ言ハバ如来ノ一切ノ所有之法、如来ノ一切ノ自在ノ神力、如来ノ一切ノ秘要ノ藏、如来ノ一切ノ甚深之事、皆此經ニ於テ宣示顯説ス等云云。天台云ク、尔時仏告上行云云下ハ第三結要付属ナリ云云」⁽³⁹⁾と、十神力を現して地涌の菩薩に妙法五字を囑累（付嘱）したことを、天台が結要付嘱と釈した文を引いて確認している。「以要言之」に続く四句等を、天台が名体宗用教の五重玄義によつて解釈した事は周知のこと⁽⁴⁰⁾で、それ故に前掲の「是好良藥寿命品肝要名体宗用教南無妙法蓮華經是也」とは、神力品の付嘱から寿命品を解しているのは明らかといえよう。

結要付嘱の文は更に伝教『法華秀句』中の結要付嘱を解した文⁽⁴¹⁾を引いてそれが仏の果分の所証であることを強調し、本仏釈尊より本地化涌への付嘱が遺漏なく完全なものであることを強調されたものと推察される。そして十神力もまた一向に滅後の為であると解して次に囑累品の引用がある。即ち

「次下ノ囑累品ニ云ク、尔ノ時ニ釈迦牟尼仏、法座従り起テ大神力ヲ現シタマフ。右ノ手ヲ以テ無量ノ菩薩摩訶薩ノ頂ヲ摩デテ乃至今以テ汝等ニ付属ス等云云。地涌ノ菩薩ヲ以テ頭ト為シテ迹化他方乃至梵釈四天等ニ此經ヲ囑累シタマフ。十方ヨリ来ル諸ノ分身ノ仏各本土ニ還リタマフ。乃至多宝仏ノ塔還テ故ノ如クシタマフベシ等云云」⁽⁴²⁾とあつ

て、涌出品に涌出した地涌の菩薩は妙法華にあつては、この囑累品まで説法の座に在ることになり、「但八品之間二來還セリ」と言われるのであるが、前掲の如く寿命品の引用文のところ、「……復至他国遣使還告等云。分別功德品云惡世末法時等云」とあつたように、地涌の付囑は滅後末法の為と解され、一般に

神力付囑——別付囑（地涌への付囑）——滅後末法の為
囑累付囑——総付囑（地涌を頭として迹化他方乃至梵積四天等へ付囑）——滅後正像の為⁽⁴³⁾

と解される所であるのは言うまでもない。それゆえ、いわゆる上行付囑は囑累品で完結するとみられており、その理由から、この節の終りとして「藥王品已下乃至涅槃經等八地涌ノ菩薩去り了テ迹化ノ衆・他方ノ菩薩等ノ為二重テ之ヲ付属シタマフ。拏拾遺囑是也⁽⁴⁵⁾。」と述べられ、次の第二五問答、即ち付囑を受けた地涌の菩薩が必ず滅後末法に出現するという議論に移つてゆく展開となつてゐる。

以上、長々と「本門序正流俱以末法之始為註」の根拠となる証文をみてきたが、その主たる經文は涌出・寿命・神力・囑累の四品であり、一貫して述べられている教義は、本仏積尊の本化地涌の菩薩への五字七字の題目の付囑（これを伝統教学で上行付囑、上行要付、上行所伝などと称する）であり、そう解釈する原拠は『法華取要抄』の解釈と対照するとき寿命品の医師譬における失心の子に対する「遣使還告」と「是好良藥今留在之」の解にあることが確認できるように思われる。

そうすると、インドの釈尊の入滅の事実を解明して「方便現涅槃」と示された所に本仏積尊の存在が信知され、インドの釈尊に即して本仏積尊の教化を究明する法義（伝統教学で開近顯遠、開迹顯本、発迹顯本などと称する）が展開されることとなる。即ち聖人によって、本門が末法の為であることを、開近顯遠に焦点をあてて、再度詳論することの必要性を感じられて述作されたのが、『法華取要抄』ということになるのではなからうか。

(二) 『法華取要抄』の文

『取要抄』では、漢土日本に渡来した経論の勝劣についての諸見解をとりあげるなかで、これには法華経法師品の已今当三説超過の説が大事であり、しかも法華経は釈尊一仏のみならず多宝分身の助舌があり、また諸経の対告衆としては地涌千界上行等を問題にすることがない指摘し、進んで法華経が諸経に勝る点が二十種あるが、そのうち三五の二法が最要であるとして、三千塵点・五百億塵点の昔よりこの娑婆世界は教主釈尊の愛子の住所であると、釈尊と娑婆世界の深重な関係を確認する所からこの遺文は始まっている。即ち後の所で開近顕遠の義を問題とする背景をまず述べられたものと思われるのである。

そこで当面の文節は以下の通りである。

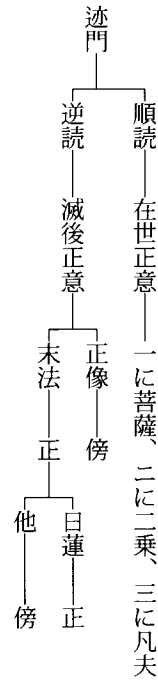
問フテ曰ク、法華経ハ誰人ノ為ニ之ヲ説ク乎。答ヘテ曰ク、方便品自り人記品ニ至ルマデノ八品ニ二意有リ。上自り下ニ向ツテ次第二之ヲ読メバ第一ハ菩薩、第二ハ二乗、第三は凡夫也。安樂行自り勸持・提婆・宝塔・法師ト逆次ニ之ヲ読メバ滅後ノ衆生ヲ以テ本ト為ス。在世ノ衆生ハ傍也。滅後ヲ以テ之ヲ論ズレバ正法一千年・像法一千年ハ傍也。末法ヲ以テ正ト為ス。末法ノ中ニハ日蓮ヲ以テ正ト為ス⁽⁴⁶⁾也。

これを前掲の『本尊抄』の文と対照するとき注意されるのは、まず『本尊抄』の迹門正宗八品のみかたの一往・再往を、ここでは「上より下に向つて次第に読む」場合と「安樂行より勸持^カ・法師と逆次に読む」場合とのように説明がより具体的になっていることで、後世これを順読・逆読と称して聖人の法華経觀の特色とみていることは周知のことである。もつとも再往の場合の証文について『本尊抄』では法師・宝塔の一文をあげて「勸持安樂等可見之」とされ『取要抄』の方は「自安樂行勸持提婆宝塔法師」と品名を経とは逆に列挙し、その挙げ方が異なるが、後世の学者もそこまでは問題とせず、一般に順読とは正宗正意、すなわち正宗分の意によって流通分も解釈する立場であり、逆読とは

“法華経は末法日蓮等が為”私考

法華經は末法日蓮等が為私考

流通正意、すなわち流通分の意で正宗分をも解することとしている。この文意は



と凶解される⁽⁴⁷⁾。この場合の「末法中以日蓮為正」とはどういう理由で言われているのが問題となるが、『取要抄』の本文は続いて

問フテ曰ク、其証拠如何。答ヘテ曰ク、況滅度後ノ文是也。疑フテ云ク、日蓮ヲ正ト為ス正文如何。答ヘテ云ク有諸無智人悪口罵詈等及加刀杖者等^云。問フテ云ク、自讃ハ如何。答ヘテ曰ク、喜ヒ身ニ全ルガ故ニ堪ヘ難クシテ自讃スル也⁽⁴⁸⁾。

と興味深い問答がなされている。即ち『法師品』の「如来ノ現在スラ猶恐嫉多シ、況ヤ滅度ノ後ヲヤ⁽⁴⁹⁾」がそうであること挙げ、更に日蓮を正とする証文に勸持品の「諸ノ無智ノ人、悪口罵詈等シ及ビ刀杖ヲ加フル者有ン、我等皆当ニ忍ブベシ⁽⁵⁰⁾」を挙げたのに対して、この証文は法華經の行者としての日蓮聖人が自分で自分を讃めるものではないかと更に問いを設けた後「自身の法華經を信じて行う姿が經文に説かれていることと符合する故、喜びのあまりこらえられず自讃するのである。」と告白されている。

この部分だけであるならば「法華經迹門が日蓮が為」ということは、文字通り法華經の行者としての聖人一人の為であり、直ちに我々凡夫の為ということにはつながらないと言わねばならないが、果してどうであらうか。この事は、本門の場合をみた後で、全体として再考したい。

『取要抄』では続いて

問フテ曰ク、本門ノ心ハ如何。答テ曰ク、本門ニ於テ二ノ心有リ。一ニハ涌出品ノ略開近顕遠、前四味竝ビ二迹門ノ諸衆ヲシテ脱セシメンガ為也。二ニハ涌出品ノ動執生疑ヨリ一半竝ビ二寿命品分別功德品ノ半品、已上一品二半、広開近顕遠ト名ク。一向ニ滅後ノ為也。⁶¹⁾

と記されている。『本尊抄』で「以本門論之一向以末法之初為正機」と云われたと同じ問題を論じるのに、ここでは「開近顕遠」の概念をふまえて展開される。「近ヲ開シテ遠ヲ顕ス」とは「近成を開いて遠成を顕す」こと。すなわち一般にブダガヤの菩提樹の下で悟りを開いたと考えられているが、法華經の寿命品によれば仏の真實の成道は久遠の昔にすでに達成されていたという教説⁶²⁾である。この『取要抄』の今の一節については從來、二の問題点が指摘されている。その一は「広開近顕遠」とみる經文の範圍（文節）が天台の科文と異なっているということであり、第二は略・広の意味する所が、これも天台以来の解と異なるということである。この第一については、別に近く私見を發表して御批判を仰ぐ予定であるから拙稿ではふれず、第二の点については『本尊抄』とも関連しつつ考察したい。

さて、この一節でもう一つ注意したいのは既に引用した所でも「本門心如何」「於本門有二心」とあり、更に次の節でも「略開近顕遠心」と「心」を問題として、そのことが前掲両箇の問題にも関係しているのではないかと思われるのであるが、從來意外に見すごされているのではなからうか。

問フテ曰ク、略開近顕遠ノ心ハ如何。答ヘテ云ク、文殊・弥勒等ノ諸大菩薩・梵天・帝釈・日・月・衆星・龍王等、初成道ノ時ヨリ般若經ニ至ル已来ハ一人モ釈尊ノ御弟子ニ非ズ。此等ノ菩薩天人ハ初成道ノ時未ダ說法シタマハザル已前ニ不思議解脱ニ住シテ我ヲ與トニ教ヲ演説ス。釈尊其後ニ阿含・方等・般若ヲ宣説シタマフ。然リト雖モ全ク此等ノ諸人ノ得分に非ズ。既ニ別円ニ教ヲ知りヌレバ藏通ヲモ又知レリ。勝ハ劣ヲ兼ヌル是也。委細

⁶¹⁾ 法華經は末法日蓮等が為私考

二之ヲ論ゼバ或ハ釈尊ノ師匠ナル歟。善智識トハ是也。釈尊ニ随フニ非ズ。法華經ノ迹門ノ八品ニ來至シテ始テ未聞之法ヲ聞テ此等ノ人々ハ弟子ト成リヌ。舍利弗・目連等ハ鹿苑自リ已來初發心ノ弟子也。然リト雖モ權法ノミヲ許セリ。今法華經ニ來至シテ実法ヲ授与シ、法華經ノ本門ノ略開近顯遠ニ來至シテ華嚴自リノ大菩薩・二乘・大梵天・帝釈・日・月・四天・龍王等、位妙覺ニ隣リ又妙覺ノ位ニ入ル也。若シ尔者今我等天ニ向テ之ヲ見レバ生身ノ妙覺ノ仏ガ本位ニ居シテ衆生ヲ利益スル是レ也。⁽⁵³⁾

以上が「略開近顯遠の心」の説明となっている。この節の前半の文殊・弥勒ないし日月衆星龍王等が既に別円二教を知り釈尊の善智識であったが、法華經迹門ではじめて釈尊の弟子となったという説明の箇所は『開目抄』によく似た一節⁽⁵⁴⁾がある。然し、本門の略開近顯遠の所で華嚴会よりの大菩薩ないし龍王等が位隣大覺あるいは妙覺の位となった、即ち脱益を得た、というのは『取要抄』で強調される所であり、「我等向天見之生身妙覺仏居本位利益衆生是也」とは、草案の『取要抄』では更に詳しい記述となっており、聖人が日月衆星を生身の仏とみて敬っておられた明文⁽⁵⁵⁾との指摘がある。そして、この略開近顯遠を在世脱益に、広開近顯遠を末法下種に配当するのは、天台の解に対しては破格である⁽⁵⁶⁾とも言われている。

然し聖人が「略開近顯遠の心」を、在世脱益⁽⁵⁷⁾の所にみられたことは注目すべきことで、それは『本尊抄』の本門の一往の釈⁽⁵⁸⁾に同じであるのは先にみた通りである。即ち地涌の菩薩の開顯が一切の九界の衆生の本門における成道を明すものとする意が明らかである。

次に「本門の二の心」の第二、広開近顯遠の心について

問フテ曰ク、誰人ノ為ニ広開近顯遠ノ寿量品ヲ演說スル乎。答ヘテ曰ク、寿量品ノ一品ニ平八始自リ終ニ至マデ正シク滅後ノ衆生ノ為ナリ。滅後之中ニハ末法今時ノ日蓮等ガ為也。⁽⁵⁸⁾

とあつて、「広開近顕遠ノ寿命品」「寿命品ノ一品二半」をどう解するかは問題であるが本門正宗の一品二半が仏滅後末法の日蓮等の為に説かれたものであるという。『本尊抄』の第四三段の正宗一品二半は「在世本門」「彼脱」とされていたわけで、それとの関係が問われる上に「一品二半以外は小邪未覆」の「一品二半」と「寿命の序分」の寿命も共に問題となるであらう。本文は続いて

疑フテ云ク、此法門前代ニ未ダ之ヲ聞カズ。経文ニ之レ有リ乎。答ヘテ曰ク、予ガ智、前賢ニ超エズ、設トヒ経文ヲ引クト雖モ誰人カ之ヲ信ゼン。下和力滝泣伍子胥ノ悲傷是レ也。然リト雖モ略開近顕遠動執生疑之文ニ云ク、然レドモ諸ノ新発意ノ菩薩、仏ノ滅後ニ於テ若シ是ノ語ヲ聞カバ或ハ信受セズシテ法ヲ破スル罪業ノ因縁ヲ起サシ等云。文ノ心者^ハ寿命品ヲ説カズンバ未代ノ凡夫皆惡道ニ墮セン等也。寿命品ニ云ク、是ノ好キ良業ヲ今留テ此ニ在ク等云。文ノ心者^ハ上ハ過去ノ事ヲ説クニ似タル様ナレドモ此文ヲ以テ之ヲ案スルニ滅後ヲ以テ本ト為ス。先ツ先例ヲ引ク也。分別功德品ニ云ク、惡世末法ノ時等云。神力品ニ云ク、仏滅度ノ後ニ能ク是ノ経ヲ持タンヲ以テノ故ニ諸仏皆歡喜シテ無量ノ神力ヲ現シタマフ等云。薬王品ニ云ク、我滅度ノ後、後ノ五百歳ノ中ニ広宣流布シテ閻浮提ニ於テ断絶セシムルコト無ケン等云。又云ク、此経ハ則チ^ヲ為レ閻浮提ノ人ノ病之良薬ナリ等云。涅槃経ニ云ク、譬ヘバ七子ノ如シ。父母平等ナラザルニ非レドモ然モ病者ニ於テ心即チ偏ニ重シ等云。七子之中ノ第二第二ハ一闍提謗法ノ衆生也。諸病之中ニハ法華経ヲ謗スルガ第一ノ重病也。諸薬之中ニハ南無妙法蓮華経ハ第一ノ良薬也。此一閻浮提ハ縦広七千由善那八万ノ国之レ有リ。正像二千年之間、未ダ広宣流布セズ。法華経ヲ当世ニ当テ、流布セ令メズン者^ハ釈尊ハ大妄語ノ仏、多宝仏ノ証明ハ泡沫ニ同ジク、十方分身ノ仏ノ助舌モ芭蕉ノ如クナラン⁽⁵⁹⁾。

と。ここでは従地涌出品の（天台の分科でいえば本門正宗一品二半のうち、涌出品の略開近顕遠動執生疑の下の因疑

更請の下、長行のうちの騰疑致請中譬説の下の文を引いて、「寿命品を説かなければ末代の凡夫がみな悪道に墮ちるだろう。」という意であると示し、更に寿命品の医師譬のうち是好良薬今留在此の文を引いて、この文の意からすると在世に寿命品を説くことを要請しているようであるが夫は滅後の為にといいことを本意としているのであると解する。医師の譬については『本尊抄』の文でみたように、「遣使還告」と「是好良薬」の両文を特に注意して、滅後末法の題目下種の為に地涌の菩薩に題目を付囑されたことと解された所である。『取要抄』では以下、分別功德品・神力品・薬王品を引き滅後末法の為であることを更に確認し、涅槃経の七子の譬をあげて釈尊の慈悲が滅後末法の一闍提・謗法の我々に対して最上の良薬の南無妙法蓮華経を用意されていることを念を入れて釈されている。そして五字七字の題目が末法に必ず広まらなければ三仏が嘘を言ったことになる、末法の流布を確信し、以下の節でも疑フテ云ク、多宝ノ証明・十方ノ助舌・地涌ノ涌出、此等ハ誰人ノ為ゾ乎⁽⁶⁰⁾。

と問い、仏在世には無智の者がいないのであるから在世の為ではないとし、

随テ経文ニ況滅度後法令久住等^云。此等ノ経文ヲ以テ之ヲ案ズルニ偏ニ我等ガ為ナリ⁽⁶¹⁾。

と断じて、天台の『法華文句』中の「後五百歳遠沾妙道」、伝教の『守護国界章』中の「正像稍過已末法太有近」の両文を引き、末法にこそ流布することを強調してこの節を終えている。

『取要抄』は、このあと滅後二千年に龍樹・天親・天台・伝教の弘め残した秘法として「本門本尊与戒壇与題目五字」のいわゆる三秘をあげ、特に末法は「一閻浮提皆謗法ト為リ了ンヌ。逆縁ノ為ニハ但妙法蓮華経ノ五字ニ限ル耳。」と述べ、殊に「日蓮ハ広略ヲ捨テ、肝要ヲ好ム。所謂ル上行菩薩所伝ノ妙法蓮華経ノ五字也⁽⁶²⁾」とされている。この故に、「広開近顕遠は末法の為」という理由も、本門が上行要付（ここでは上行所伝）の教義を説く故に末法の為であると聖人が考えられていたことを確認でき、『本尊抄』とも一致することが理解されるのである。

三、本門序正流通と一品二半

繁雑となったが、「法華経は末法日蓮等が為」という理由は「上行要付」の教義にあることを確認できたとして、それならば何故に『本尊抄』では「本門序正流通」、「取要抄」では「広開近顕遠」を手がかりとされたのであろうか。『本尊抄』で第四本門三段から第五「又本門」三段への展開をみると、本門の開顕の「開近顕遠」の内容を、天台の化道論、三益論等をふまえつつ、いわゆる「第三の法門」⁽⁶³⁾の立場から法界の経教全体を論じ、その上で付嘱論・下種論によって、末法の為の教を論じていることが理解される。⁽⁶⁴⁾

そこで第五三段の「以本門論之一向以末法之初為正機」の一往の釈「以久種為下種大通前四味迹門為熟至本門令登等妙」は久遠五百塵点の当初の仏種子の下種が、大通結縁以来迹門までの熟益を経て、本門一品二半で脱益したことを確認したもので、先述の如く、『取要抄』ではこれを「略開近顕遠の心」とされている。これをふまえつつ、本門の序正流通に説かれる上行付嘱の教義によって、滅後末法の衆生の成仏の確かな道すじが示される故に「本門序正流通俱以末法之始為詮」とされたのである。その場合、本門序正流通（前説の如く、本化地涌の在座は本門八品であり薬王品以下は拈拾遺囑であるから、実質は本門八品のこととなる）の中の一品二半は、第四本門三段正宗の脱の一品二半とは異なり、下種の為の種子を詮顯する一品二半ということになる。⁽⁶⁵⁾

再考すれば、『本尊抄』で「一品二半」とは第四本門三段の正宗分であり、「在世本門」「彼脱」とされ、それ以外の三世十方微塵の経教を「小乗教・邪教・無得道教・覆相教」と破する経教であるが、又一方では「本門序正流通」中の「一品二半」として、「末法之初（の本門）」「此種」とされる経教でもある。『本尊抄』では前者が強調される一方で、後者の「一品二半」については、積極的な説明はみられない。このことが、後世、文上・文底の概念や、教相に即する観心といひながら教観相対という概念を使用する一つの理由となったかと管見では推測する所である。然し

『法華経は末法日蓮等が為』私考

『取要抄』は、「広開近顕遠の心」と称しつつ、経教としての一品二平を、「末法今時の日蓮等が為」と規定しており、『本尊抄』に照せば「此種」に当るのは当然であろう。故に一品二平は、「一同に純円」＝種脱一双の上に、在世正宗・脱と、滅後末法の正説・種の両義が、聖人によって明確に示されていることが『本尊抄』『取要抄』の対照によって明了となり、このことが、聖人の『取要抄』を著された主な理由であろうと考える所である。但し、種の一平二平は、あくまで一向に滅後末法の為である「本門の序正流通」中の一品二平であり、末法の題目下種の根拠となる上行付嘱を明す経教中の一品二平なる故に「一向滅後末法の為」であるという複雑な説明を要することから、『本尊抄』の第五三段の結文は「在世本門末法之初一同純円也、但彼脱此種也、彼一品二平此但題目五字也。」となったものとみて、これを影略互顕⁽⁶⁶⁾の文と解するのは、大いに理由のあることといえよう。それゆえ、第五三段の正示分は「寿量」という表現となり、また『取要抄』では寿量品の医師譬の解をもふまえて、「広開近顕遠の心」と表現されたものではないか⁽⁶⁸⁾。

そこで、経文としては本門一品二平の開近顕遠によって久遠下種以来の本仏釈尊の教化が、本門一品二平の脱益に極まることが明らかとなることと同時に、重層的に涌出品第十五から嘱累品第二二までの本門八品（薬王品以下六品、涅槃経等は嘱累品の所摂）には、本仏釈尊による地涌菩薩への題目の付嘱が明されており、それは末法の未下種の衆生に対する下種の根拠⁽⁷⁰⁾となるものであるから、本門序正流通（本門八品）は末法の為ということになるのである。それはまた寿量品所説の医師譬における失心の衆生に対する救済と同様に解される。このようなわけで、『本尊抄』の意を開近顕遠の観点から改めて詳説したのが『取要抄』とみられるのではないかというのが、管見における試論である。

四、「日蓮が為」とは

前掲の通りに、『本尊抄』では迹門は一往は菩薩・凡夫が傍、最往は凡夫正像末が正、中にも末法の始が正中正とされ、本門は一向に末法の初が正機とされた。末法の初は謗法の国、悪機とされる。同抄では前掲の外に

已前ノ明鏡ヲ以テ仏意ヲ推知スルニ仏ノ出世ハ靈山八年ノ諸人ノ為ニ非ズ、正像末ノ人也。又正像二千年ノ人為ニ非ズ、末法ノ始予ガ如キ者ノ為也。然於病者ト云フハ滅後ノ法華經誹謗ノ者ヲ指ス也⁽⁷¹⁾。

あるいは「不識一念三千者・・・末代幼稚⁽⁷²⁾」ともある。

一方、『取要抄』では、迹門順読の場合は第三が凡夫、逆読の場合は末法を以て正とし末法の中には日蓮を正とす⁽⁷³⁾とある。そしてそれは「喜余身故難堪自讚也」とも記されている。又、本門広開近顕遠の心は、正しく滅後の衆生の為「滅後ノ中ニモ末法今時ノ日蓮等ガ為也」とある。又、「末代凡夫」「一閻浮提皆謗法」「我門弟順縁日本国逆縁」等ともある。

『本尊抄』『取要抄』共に、本門は一向に滅後末法の衆生の為であり、末法の衆生は法華經誹謗（謗法）の者、悪機、不識一念三千者、幼稚、凡夫等と表現され、門弟以外は逆縁ともみられている。そして末法の機において共通に重視されているのは、まだ仏種を植えられていない機（末下種の機）とされている⁽⁷⁴⁾ことで、それ故に上行要付に基づく末法下種が唯一の成仏の道として示されるのである。その地涌の出現が望まれる時、日蓮聖人は法華經の行者として法華經を弘め難に値ったことが、法華經の文に符合し、その喜びを迹門逆読の場合において「末法之中ニハ日蓮ヲ以テ正ト為ス」とされたのである。それ故に、この点だけを考えれば、「日蓮等の為」とは文字通り聖人一人の為であり、我々凡夫は、聖人によって題目を下種されてはじめて法華經が我々の為ともなるということになる。

但し、これに対しては、聖人の信者以外の人の中に、聖人が自らを地涌上行の応化に擬することは、尊大あるいは

『法華経は末法日蓮等が為す私考』

思いあがりとも異和感を抱くかもしれない。無論、聖人の立場としてその理由はある⁽⁷⁵⁾のであるが、近代の個人主義を承けた人々は、個人の煩惱・業を問題とする親鸞聖人の方に心を寄せてきたことも事実である。この点に関して考察するには紙数を超えているので別稿に譲りたいが、私見では、宗祖が決して自己の実存を問題としていないのではなく、ただ親鸞聖人とは問題とする仕方が異つていたのであると考える。それは『佐渡御書』『開目抄』における自己の罪障への反省や、十界互具論の展開において顕著であり、『開目抄』の「此一念三千も我等一分の慧解もなし⁽⁷⁶⁾」に端的に実存のありようが明されていると考えられよう⁽⁷⁷⁾。

五、結語

「法華経は末法日蓮等が為す」を根拠づけているのは『本尊抄』『取要抄』共に上行要付の教義である。それ故に迹門が再往（逆読）末法の為というのは本門の助証とみななければならない。而して「日蓮が為す」とは、上行自覚における宗祖一人のこのように受取られるが、教義の本質においては、日蓮が為すとは直ちに我々凡夫の為と解されよう。

そして、聖人の見方からすれば、法華経は「在世の法華経」に対するに「末法の法華経」と言うべきではなからうか⁽⁷⁸⁾。滅後正像二時は、聖人教学では在世と程度に於て異なるが同質の時とされ、末法は異質な時と考えられている⁽⁷⁹⁾からである。

註

(1) 『観心本尊抄』『法華取要抄』共に原文は漢文体であるが、引用文は原則として書き下し文とした。

(2) 『日蓮宗読本』改訂版（立正大学日蓮教学研究所編、平成元年版、平楽寺書店）一二九頁以下に『取要抄』の順読・逆読等を根拠として「在世の法華経・滅後の法華経」のみかたを示している。

(3) 『親鸞集 日蓮集』(日本古典文学大系、岩波書店) 一一三頁

(4) 両抄に関する注釈書・解釈書は多く、直ちにその全部を検討することができないのは遺憾である。然し、最近の定評ある注釈書は、解説者に於て必要とされる先師の説を引用しつつ、考え方が示されている。それ故、『本尊抄』については、浅井圓道著『観心本尊抄』(仏典講座三八、大蔵出版刊、昭和五七年)と株橋日涌著『観心本尊抄講義』(法華宗《本門流》宗務院刊、昭和六二年完結)を参考とし、『法華取要抄』については鈴木一成著『日蓮聖人御遺文講義第七卷』(日本仏書刊行全刊、昭和五五年再版)と高田恵忍著『日蓮聖人遺文全集講義第十三卷』(ビタカ刊、昭和五三年復刻版)を参照した。猶、『日蓮聖人遺文辞典歴史篇』(立正大学日蓮教学研究所編、昭和六十年)と『日蓮聖人遺文辞典教学篇』(立正大学日蓮教学研究所編、平成十五年)も参考とした。語句、文章の解釈に於ては先師の説に肯く所が多いが、疑問に思うのは株橋先生の著を除く他の解釈は、文上・文底の概念を導入している(茂田井教亨著『観心本尊抄講讀』下巻九三四頁では教観相對と)。ことで、『本尊抄』に対するに『取要抄』が著されたことは、寿量一品二半の經教について文上・文底または教・観の相對によらずに種・脱の概念で解釈された点が注意されるのではなからうか。既に先師の主張もあるが、あらためて両抄よりするこの提起が拙稿の主眼の一である。

(5) 定遺七一三頁

(6) この五重三段については、いわゆる本迹一致派の諸師は多く四重三段と称している。それは迹門三段と本門三段を二經六段と称して一括するからである。然し、聖人は、両三段の教主と所説の法門とを比較し、本門三段について「其教主ヲ論ズレバ始成正覺ノ釈尊ニ非ズ。所説ノ法門モ亦天地ノ如シ」と迹門三段を破し、次に「又本門十四品ノ一經二序正流通有リ」と第五の三段を問題とする。従つて、迹門三段と本門三段を並列して二經六段と

一括することには疑問がある。この一連の三段の考察は、釈尊一代の説法の正宗（正説）を究竟して本門十四品中の正宗（涌出品の後半・寿命品・分別功德品の前半のいわゆる一品二半）に求め、その寿命品の内容を根拠として三世十方微塵の経教を対象としつつ仏滅後末法の衆生の為の仏法を詮顕せんとする教判とみるべきものと考えられる。それゆえ、第五の三段も教相の上で考えるべきで所判の範囲から先師の示教の中では法界三段の名称が妥当と思われるが、題目信行の根拠となる故に、観心の三段等と言われる場合もある。しかし、その場合でも教相を離れた（教観相対の上での）観心の謂でないことは無論である。

- (7) 定遺七一五頁初行～六行
- (8) 定遺七一五頁六行～同七一六頁一二行
- (9) 定遺七一六頁一二行～同七一八頁一〇行
- (10) 定遺七一七頁初行
- (11) 定遺七一四頁
- (12) 定遺七一四頁～七一五頁
- (13) 株橋日涌著『観心本尊鈔講義』七九七頁
- (14) 定遺七一五頁
- (15) 株橋日涌前掲書七九五頁、浅井圓道著『観心本尊抄』（仏典講座三八、大蔵出版、昭和五七年）二一〇頁等。
- (16) 定遺七一五頁。この「本門」とは、文脈から「本門序正流通」となるが、その実義については石田智清稿「本門の「経」考」（『桂林学叢』第七号所版）参照。
- (17) 第五三段の流通分の解釈は先師により様々であるが、今の箇所の文意の大筋は諸家一同と思われる。

- (18) 聖人の三益論、殊に下種の概念をどう理解するかは問題であるが、私見では下種とは天台が『法華文句』巻第一上で「約三段示因縁相」とした中で「衆生久遠二仏ノ善巧ヲ蒙リ仏道ノ因縁ヲ種工令ム」（正蔵三四卷二頁C）という「仏道ノ因縁ヲ種エル」を承けたものと解したい。これについては稿を改めて御批判を仰ぎたい。
- (19) 『石波仏教辞典』第二版五五八頁。なお、正宗分とはその經典の中心となる教説を述べる部分、流通分とは、その經典の後世での普及・流通をすすめる部分をいう。（同一六一頁）通常は經典解釈の方法（三分科経）であるが、五重三段とは、日蓮聖人がそれを教判として用いられたものである。
- (20) 株橋日涌前掲書（八〇八頁）に久種を「久遠の種子」と解するのに従う。浅井圓道前掲書（二一〇頁）では「久遠の本時に植えられた種子」と更に詳しく解説されている。
- (21) これがおそらく法界三段の正宗分の「寿量」であり、文底などという概念を導入すべきではなからう。又、この解明の為に『取要抄』が著されたのではなからうか。
- (22) 株橋日涌前掲書八二七頁以下。一方浅井圓道前掲書二二一頁では同様の趣旨でありながら種脱一双の上の種脱の問題を論じられていない如くである。従って、『取要抄』と『本尊抄』との解（二一六〜二一八頁）も「相違」（二二七頁）の段階で筆を止めておられるようであるが、如何であらうか。
- (23) 株橋日涌前掲書（二一七頁科文がわかり易い）では日隆聖人（一三八五〜一四六四、以下隆師）の科文を承けて本門八品の内の涌出・寿量・神力・囑累とみ、浅井圓道前掲書（二〇四〜二三三頁）では、問答毎に区切って解釈し、茂田井教亨著『観心本尊抄講讃』（下巻一〇三一頁）では起顕竟と解するなど最近の解釈にも異同がみられる。
- (24) 定遺七一五頁
- (25) これを涌出品の別命付囑に対して通命付囑と称する。

(26) 「如来之ヲ止メタマフニ凡ソ三義有り。汝等各各自ラ己ガ任有り。若シ此ノ土ニ住セバ彼ノ利益ヲ廢シナン、一。

又他方ハ此ノ土ニ結縁ノ事淺シ、宣授セント欲スト雖モ必ズ巨益無カラン、ニ。又若シ之ヲ許セバ則チ下ヲ召スコトヲ得ズ。下若シ来ラズンバ迹破スルコトヲ得ズ、遠顯スコトヲ得ズ。是レ三義モテ如来之ヲ止メタマフト為ス。下方ヲ召シテ来ラシムルニ亦三義有り。是レ我弟子ナリ応ニ我法ヲ弘ムベシ。縁深広ナルヲ以テ能ク此ノ土ニ遍シテ益シ、分身ノ土ニ遍シテ益シ、他方ノ土ニ遍シテ益ス。又開近顯遠スルコトヲ得。是ノ故ニ彼ヲ止メテ下ヲ召スナリ。」正藏三四卷一二四頁C。内容より止召ノ三義とも言い、天台・妙楽は他方の菩薩を止めたと解するが、宗祖は迹化・他方を止めたと解し、上行付嘱の法義の重要な契機となっている。『曾谷入道殿許御書』定遺九〇三頁では地涌を召す積極的理由として三故をあげ、更に強調される。

(27) 定遺七一五〜六頁

(28) " 七二六頁

(29) " 七二六頁

(30) " "

(31) " "

(32) " "

(33) 定遺七二六頁〜七頁。但し引用文中の「四本門四依」は真蹟にはなく、『縮冊御遺文』に補われているのを定遺も踏襲している。

(34) 定遺七二七頁

(35) 「但見下方発誓」(正藏三四卷一四一頁C)

(36) 「付嘱者此経明付下方涌出菩薩、何故尔、由法是久成之法故付久成人」(新纂大日本統藏經第二八卷七三七頁a
定遺七一七頁)

(37) // 七一七〜八頁

(38) 『法華文句』十下(正藏三四卷二四二頁a)の意によると

如来一切所有之法一名

// 自在神力一用

// 秘要之藏一休

// 甚深之事一宗

皆於此経宣示顯説一教

となり、名用体宗教の順序となつてゐるが、『法華玄義』の順序をふまえて聖人は付嘱の題目を名体宗用教の五重玄の題目と規定される。『曾谷入道殿許御書』にも「所謂ル妙法蓮華経ノ五字、名体宗用教ノ五重玄也」(定遺九〇二頁)とあり、これはまた『法華取要抄』に「上行菩薩所伝ノ妙法蓮華経ノ五字也」と云われるのと同じ題目であるのは無論である。

(40) 「無間自説果分勝」中の文(伝全三卷二四四頁)

(41) 定遺七一八頁

(42) 定遺七一九頁

(43) 別付、総付の名称は所付の人についての分別といえるが、隆師の場合、所付の法について神力総付・嘱累別付という場合がある。『私新抄』第十二「神力品別付嘱累累品総付嘱事」(宗全第八卷三五二頁以下)

『法華経は末法日蓮等が為』私考

- (44) 「第二十番をかえりみると、本化への妙法五字の付嘱は涌出品第十五から囑累品第二十二までの「八品」にて示され、本門の本尊もまた「八品」にて顕わされるから、実は囑累品まで至らなければ本化への付嘱は完結しないと見るべきである。」（浅井圓道前掲書二二九頁）
- (45) 定遺七一八頁
- (46) 定遺八一三頁。但し「末法中以日蓮為正也」は『法華取要抄』の草稿本にはないことが指摘されている。都守基一稿『『法華取要抄』の草案について』（『大崎学報』一五四号八五頁、一一六頁）
- (47) 株橋日涌前掲書七九七頁。猶、『本尊抄』と『取要抄』の所被の機の傍正につき、株橋日涌前掲書七九七頁、浅井圓道前掲書二二七頁に解説がある。
- (48) 定遺八一三頁。この部分も草稿本になしと。都守基一前掲論文八五頁、一一六頁
- (49) 正蔵九卷三一頁 b
- (50) 正蔵九卷三六頁 b
- (51) 定遺八一三頁
- (52) 『岩波仏教辞典』第二版二二八頁。『日蓮聖人遺文辞典』教学篇一四二頁 b 一四二頁 a。開迹顕本、発迹顕本ともいう。
- (53) 定遺八一三〜八一四頁
- (54) 定遺五六七〜五七一頁
- (55) 都守基一前掲論文一一六頁
- (56) 浅井圓道前掲書二二七〜二二八頁

(57) 注(31)の箇所。略開近顕遠とは天台の科によれば、地涌の菩薩出現による動執生疑(未知の地涌の菩薩を、私は久遠よりこのかた教化してきた」という釈尊の言に対して弥勒菩薩等が疑念を生じ、そこから久遠実成の釈尊を信じることに向わせる)を内容とするが、それを脱益とみるには少くとも寿量品と分別功德品のいわゆる増道損生の開示をまたねばならない。(『日蓮聖人遺文辞典』教学篇「開近顕遠」の項。一四二頁a)然し、『本尊抄』の

第四本門三段で「十界久遠之上國土世間既顕」とあるように、地涌の開顕は、開目抄(定遺五五二頁)の「無始の九界」を顕すことになり、それは必ず寿量品の「無始の仏界」との互具、すなわち十界久遠を予想するので、そこに脱益をみられたのではなからうか。

(58) 定遺八一四頁

(59) 定遺八一四〜八一五頁

(60) 定遺八一五頁

(61) 定遺八一五頁

以上の所は定遺八一五〜八一六頁

(63) 『富木入道殿御返事』(真存、定遺一五八九頁) 回前出の法華経が他経に勝れた二十箇条は、『法華文句記』の第

四下(正蔵三四卷二三三四頁a)によるが、最重要という「三五の二法」のうち「五」即ち寿量品所説の五百億摩点劫の過去よりの仏法を三益によって分別し、滅後末法下種の仏法を求めるのが第三の法門であり、字義は「三種教相の第三の上になつ法門」の意である。拙稿「宗祖の教相論に関する一視点」(『桂林学叢』第一一号所収)参照。

(64) 浅井圓道著『日蓮聖人と天台宗』所収「種熟脱の法門」では「日蓮の末法下種仏教は、げに大師(引用者注、天台大師)なくしては生れ出なかつたのである。」(一一六頁)と言われている。

- (65) 『本尊抄』法界三段の結文とみられる「在世本門末法之初一同純円也、但彼脱此種也。彼一品二半此但題目五字也。」の読みは一般に「在世ノ本門ト末法之初ハ一同ニ純円也。但シ彼ハ脱、此レハ種也。彼ハ一品二半、此レハ但々題目ノ五字也。」であるが、『録内啓蒙』（第十八卷八一ノ）には「日向天目問答記」なる書を引いて天目が「彼ノ脱ハ此ノ種」等と読んで日向に批判されたという記事を紹介している。これは行学院日朝師の『観心本尊抄見聞卷七』（宗全第十六卷三三三頁）に既に引く所でもあるが今の『取要抄』の意ならば、「彼ノ脱ハ此ノ種」等の読みの場合もあると言うべく、隆師の『玄義教相見聞』にはその釈が示されている。（『桂林学叢』第六号別冊五六～五七七頁）
- (66) 隆師は『観心本尊抄文段』において、今の文を「経旨ヲ解センガ為ニ還テ相對ヲ以テ、在世ト滅後末法ト、正宗ト流通ト、八品ト一品二半ト、題目ト一念三千ト、種ト脱ト、名字ト住上ト、聖者ト悪人ト、信ト証トヲ結成ス。」（『日隆聖人文段主要御書』一一四頁、法華宗興隆学林刊）と科している。当面の問題でいえば、「彼一品二半（此本門序正流通〓本門八品）（彼事具一念三千）此但題目五字也」と影略互頭の文と解したわけである。
- (67) 「寿量」といって「品」が無い故に文底との説があるが、文上文底の考え方は聖人教学と異ると思われる故に採らない。ここは佛種子を註顯する寿量品とみる。（株橋日浦著『観心本尊鈔講義』七七二頁）又「内証の寿量品」（同八六六頁）参照
- (68) 「寿量の法門」は「広開近顕遠の心」とみられる。株橋日浦前掲書八八二頁。
- (69) 『本尊抄』に「設ヒ法ハ甚深ト称ストモ未ダ種熟脱ヲ論ゼズ、還テ灰断ニ同ジ、化ノ始終ナシトハ是也。」（定遺七二四頁）、『開目抄』に「真言華嚴等の経経には種熟脱の三義名字スラ猶なし。何ニ況ヤ其義をや。華嚴真言経等ノ一生初地ノ即身成仏等は経は権経にして過去をかくせり。種をしらざる脱なれば超高が位にのぼり、道鏡が

王位に居せんとせしがごとし。・・」(定遺五七九頁)、『曾谷入道殿許御書』に「但シ所詮彼々ノ経々ニ種熟脱ヲ説カザレバ還テ灰断ニ同ジ。化ニ始経無キノ経ナリ。・・」(定遺八九七頁)等、主要遺文にたびたび「種熟脱」の三益と「化道の始終」を明すことの重要性を説かれるのは、その裏付けがあつてはじめて末法下種論が成立するからであり、従つて聖人の「仏種子」の概念には、そのことも含まれているとみななければならぬ。この事も改めて考察したい。

(70) 文永十二年三月十日の『曾谷入道殿許御書』(真存)には「題目之五字ヲ以テ下種ト為スベキ之由来ヲ知ラザル軟」と「今時ノ学者」を批判し、「妙法蓮華經之五字、名体宗用教ノ五重玄」を四大菩薩(本化の四菩薩)に付嘱することを明し、要法による末法への付嘱と正像への拵拾遺属を分別し、「滅後ノ弘教ニ於テモ仏之所属ニ随テ弘法之限り有り」と、上行付嘱が滅後三時の弘経、殊には末法下種の根柢となることを詳論している。(定遺九〇〇〜九〇四頁等) ちなみに同抄は「上行付嘱抄」の異称もある。

定遺七一九頁

定遺七二〇頁

(71) 都守基一氏の指摘によれば、この「日蓮が為」とは草案には見られない。(注(46))

(72) 『曾谷入道殿許御書』(定遺八九七頁)に「今ハ既ニ末法ニ入テ在世ノ結縁ノ者ハ漸々ニ衰微シテ権実ノ二機皆悉ク尽キヌ。彼不輕菩薩末世ニ出現シテ毒鼓ヲ撃タシムルノ時也。而ルニ今時ノ学者、時機ニ迷惑シテ(中略)題目之五字ヲ以テ下種ト為スベキノ由来ヲ知ラザル軟。」とあり、又『小乘大乘分別抄』(定遺七七七〜七七八頁)にも「今は末法に入て二百余歳、過去現在に法華經の種を殖えたりし人人もやうやくつきはてぬ。又種をうえた人々は少々あるらめども、世間の大悪人出生の謗法ノ者数をしらず国に充満せり。」等とも言われている。

『法華経は末法日蓮等が為』私考

(75) 「法華経の経文の筋が指し示すところ日蓮は上行菩薩たらざるを得ないのである。」浅井圓道前掲書二二二頁。
定遺六〇四頁

(77) 隆師は、例せば『二帖抄』第二で「此の如く法師品より神力品に至る経旨の本意は、能開の要の釈尊、能開の要の法を以て能開の要の上行菩薩に付し、折伏逆化の不受余経一偈の要の無智の宗旨を立て、無智の日蓮を以て唱導と為し無智の悪人を以て所化と為す。」(『法華宗名目見聞題号釈他三書』四七頁)等と示している。「無智の日蓮」とは他師にみられぬ表現であり、宗祖の信奉者には受け容れ難い所であるかもしれないが、宗祖教学の普遍性を考えるときあらためて注目すべきものと考ええる。

(78) 注(2)参照

(79) 注(74)参照 なお茂田井教亨前掲書では「末法の法華経」の章だてがみられる。(下巻八七五頁)

キーワード 日蓮が為 観心本尊抄 法華取要抄 五重三段 流通正意 開近顕遠

付記 拙稿は平成16年9月8日法華宗教学研究所総会において「日蓮聖人教学の一視点―「日蓮等が為也」考―」と題して発表した原稿を補訂したものである。

平成18年7月10日